

合志市上下水道事業運営審議会委員を募集

問い合わせ先 上下水道課 庶務料金班(合志庁舎) ☎(248)11566
FAX(248)50010 Eメール suidou@city.koshi.lg.jp

市では、水を安定的に供給するための「水道事業」、また、汚れた水をきれいにして河川や海に戻し水質の保全などの役割を担う「下水道事業」に取り組んでいます。

この上下水道事業の運営について、市長の諮問に応じて審議する機関として「合志市上下水道事業運営審議会」を設置しています。

委員の改選に当たり、市民の皆さんからの公募による委員を募集します。

●委員の仕事

・上下水道事業の運営に関する審議
例…水道料金や下水道使用料に関することなど

・その他市長が事業運営上必要と認める事項についての審議

※費用弁償などの支給があります。

●募集人数 3人程度
(作文などを参考に選考)

●任期

選任の日から平成27年4月30日まで

●応募資格

次の①、②の要件を満たす人で、年2回～4回程度の会議に出席できる人
① いずれかに該当する人で、20歳以上の
人

・本市に居住する人
・合志市水道事業または下水道事業の受益者(公共下水道、農業集落排水事業、個別排水処理施設事業を含む)。
・本市で事業を営みまたは活動する人(代表者)

②本市の上下水道事業に対し、関心のある人

●応募方法

住所、氏名、性別、年齢、電話番号を明記し「応募の理由」と「合志市の上下水道事業について考えること」の作文(1,000字以内)を上下水道課まで提出してください。様式は問いません。標準応募用紙を市ホームページに掲載しています。応募は、持参、郵送、FAX、Eメールで提出してください。

●募集期限

3月25日(月)午後5時まで

合志市事務事業検証委員会委員を募集

問い合わせ先 企画課 政策企画班(合志庁舎) ☎(248)18103
FAX(248)11666 Eメール kikaku@city.koshi.lg.jp

合志市の事務事業検証会(旧事業仕分け)に参画しませんか

昨年度と本年度に「事業仕分け」の名称で、市が行なっている各事務事業の妥当性と効率性について、2カ年で合計48事業の内容検証を行ないました。来年度も引き続き実施する予定ですが、名称を「事務事業検証会」に改めて再発することになりました。

検証作業を行なう「事務事業検証委員会」の構成は、市総合政策審議会から6人、市議会議員から6人、大学の教授を2人、公募委員を4人の合計18人で予定しています。

今回、この公募委員を募集します。

●委員の仕事

・対象事業の選定
・対象事業の妥当性と効率性に関する検証と廃止や改善などにむけた行政への提言

※費用弁償などの支給があります。

●募集人数 4人
(作文などを参考に選考)

●任期

選任の日から平成27年3月31日まで

●応募方法

住所、氏名、性別、年齢、電話番号を明記し「応募の理由」と「合志市が発展するために必要なこと」の作文(800字以内)を企画課まで提出してください。様式は問いません。標準応募用紙を市ホームページに掲載しています。応募は、持参、郵送、FAX、Eメールで提出してください。

●募集期限

3月29日(金)

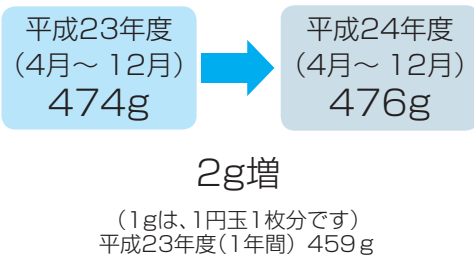


ひまわりドンちゃん

市では、自治基本条例に基づき「参画と協働によるまちづくり」をすすめています。

燃やすごみの量を お知らせします

燃やすごみの量(一人1日あたり)



※ごみ排出量については、東部清掃工場に収集車で搬入されるごみと直接搬入されるごみの量です。可燃性粗大ごみは含んでいません。

ごみを分別しましょう

新生活の開始に伴いごみの排出量が増え、分別されていないごみや収集日をまちがって排出された違反ごみが多くなる時期になります。ごみの排出方法やごみの分別がわからないときは、環境衛生課にお問い合わせください。また、冊子「ごみの分け方・出し方」やホームページで確認することができます。

ごみは適正に分別し、ごみステーションの清潔保持に努めましょう。

問い合わせ先

環境衛生課(合志庁舎)
☎(248)1202

こんにちは 消費生活センターです

相談事例

国内格安航空券をインターネットで申し込んだ。旅行業者に代金を振り込んだが、予定の期日になってもチケットが送られて来なかった。支払ったお金を返してもらいたいが連絡してもいつも不在である。

アドバイス

格安航空券をインターネットで購入する場合は、価格が安いというだけで判断するのではなく、キャンセル料や問い合わせ先が明記されている、信頼できる業者を選びましょう。チケットを注文した事業者が旅行業協会正会員の場合は、業界団体から規約に基づきお金が戻って来る場合があります。ただし、全額ではありません。

困ったときは、早めに消費生活センターへ相談しましょう。

問い合わせ先 消費生活センター

(合志庁舎2階 総務課)

☎(248)5442

相談受付時間

平日 午前10時～午後4時

あなたも登録しませんか 「登録調査員」募集

問い合わせ先 企画課 政策企画班(合志庁舎) ☎(248)1813

国が実施する統計調査に従事する統計調査員の登録(登録調査員)を募集しています。

●統計調査員の仕事

①事務打ち合わせ会(説明会)への出席、調査内容の理解
②担当調査区の範囲と調査対象の確認
③記入依頼・調査票の配布(記入の方の説明)

④記入された調査票の回収
⑤集めた調査票の審査・整理
⑥調査票など調査関係書類の提出
※調査員には報酬が支払われます。

●統計調査員の登録ができる人

・市内での調査活動が可能な、原則満20歳以上65歳以下の健康な人。
・責任を持って調査事務を遂行できる人。
・調査により知り得た秘密を守れる人。
・警察、税務、興信所などの業務に従事しておらず、選挙に直接関係のない人。
・その他、調査活動に支障のない人。

平成25年度に実施予定の主な統計調査

統計調査名	調査期日	対象
労働力調査	毎月末日 (12月を除く)	一部の世帯とその世帯員
住宅・土地統計調査	10月1日 現在	一部の世帯とその世帯員
工業統計調査	12月31日 現在	全事業所(製造業)

※各統計調査詳細については、総務省・経済産業省のホームページなどをご覧ください。

